

平成24年度及び東日本大震災に係る税制改正要望について

平成23年6月27日
社団法人リース事業協会

1. 東日本大震災に係る税制改正要望

(1) 被災地域における投資促進税制（国税）

被災地域の復興のための設備投資を促進するとともに、リースで設備を導入するユーザーを支援するため、被災地域を対象とした次の内容の投資促進税制を要望する。

本要望については、被災地域の早急な復興支援を図る観点から、平成24年度税制改正ではなく、緊急の税制措置が強く望まれる。

①税額控除制度

特別償却制度とした場合は、リースで設備を導入するユーザーの適用が受けられないことから税額控除制度を導入すること。

②適用法人

現行の投資促進税制（※1）において、税額控除の適用が受けられる法人は資本金3千万円以下の法人に限られているが、新たな制度では、法人の規模に係らず適用を受けることができる制度とすること。仮に制限を設けるとした場合でも、資本金5億円未満（会社法上のいわゆる中小法人）の法人とすること。

③税額控除率及び限度額

現行の投資促進税制の税額控除率は、リース料総額（取得価額）の7%とされているが、新たな制度では、税額控除率を15%とし、法人税額（所得税額）の20%とされている限度額を撤廃すること。

④対象設備

対象設備については、要件を設けることをせず、すべての機械・装置並びに器具・備品等とすること。

⑤適用期間

適用期間を少なくとも5年間とすること。

（※1）中小企業投資促進税制、中小企業等基盤強化税制等を意味する。

(2) 貸倒引当金について（国税）

債務者に災害等の多大な損害が生じた場合に、債権額の一部の金額（※2）について、貸倒引当金繰入額の損金算入（個別評価金銭債権）が認められているが、今般の震災被害の甚大さに鑑み、債権額の全額の損金算入を認めること（法人税法第52条第1項、法人税法施行令第96条第1項第2号の特例措置）。

本要望については、債権償却を進めるため、平成24年度税制改正ではなく、緊急の税制措置が強く望まれる。

(※2) 債権額から担保物処分に係る回収可能額及び人的保証に係る回収可能額を控除した額

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産及び賃貸資産の除却費用の損金計上時期（国税）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び賃貸資産が震災によって滅失又は修復不能となり、リース契約が終了等した場合、ユーザーはリース資産（賃貸資産の場合は貸手）の除却費用（賃貸借処理している場合は残リース料相当額）を被災した事業年度に損金計上できるが、震災発生時期（3月11日）かつ3月決算の法人が多いことに鑑み、翌事業年度の損金計上を認めること（法人税法第22条第3項の特例措置）。

本要望については、被災した翌事業年度（平成23年度）の措置が求められることから、緊急の税制措置が強く望まれる。

(4) 改正前リース税制が適用されるリース取引の未払金計上（国税）

改正前リース税制が適用されるリース取引（平成20年3月31日以前に契約締結されたもの）について、「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（国税庁通達 平成7年2月27日）と同様、リースによる賃借資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金（免除される金額を除く。）について、被災事業年度及び翌事業年度において、未払金として計上することができる措置を講じること。

本要望については、被災した翌事業年度（平成23年度）の措置が求められることから、緊急の税制措置が強く望まれる。

(5) 被災した償却資産・自動車等を代替した場合の特例措置（地方税）

被災した償却資産、自動車、軽自動車等（以下「資産等」という。）を代替した場合、代替の資産等に係る固定資産税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置が講じられているが、この適用については、被災した資産等の所有者と代替した資産等の所有者が同一の場合に限られる。

このため、例えば、自己取得した資産等が被災したためにリースで代替資産等を導入する場合、使用者が被災者であるにも係らず特例措置の適用が受けられないことになり、極めて不合理である。

したがって、使用者が被災者である場合は、被災した資産等の所有関係に係らず代替資産等の所有者に固定資産税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置を講じること。

2. 平成 24 年度税制改正

(1) 中小企業投資促進税制の延長（国税）

中小企業投資促進税制の適用期限（平成 24 年 3 月 31 日）を延長すること。

(2) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税特例措置の延長（地方税）

国内路線に就航する航空機に係る固定資産税特例措置の適用期限（平成 24 年 3 月 31 日）を延長すること。

以上